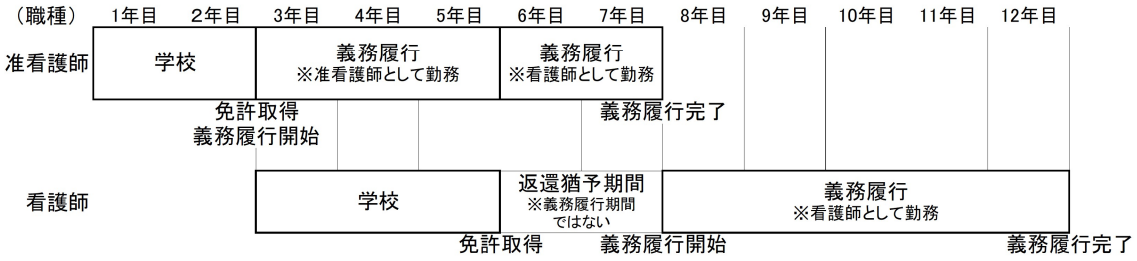
一関市医療介護従事者修学資金貸付について　Ｑ＆Ａ

No.	区分	質問及び回答
一関市医療介護従事者修学資金貸付について		
1	【質問】	**制度の趣旨について教えてください。**
	(回答)	●この貸付制度は将来、看護師などの医療介護従事者として、市内医療介護施設等に勤務しようとする方に対し、修学資金を貸し付け、市内医療介護施設等の医療介護従事者を確保することを目的としています。 ●面接等による予約者選考の結果、返還免除要件※（市内の医療介護施設に勤務する等）を満たさないと見込まれる場合には貸付をお断りする場合があります。 ※返還免除要件については、No.15をご確認ください。
2	【質問】	**一関市外に居住していても借りることはできますか。**
	(回答)	●一関市外に居住していても借りることができます。 ●修学資金の予約者選考に申し込みできます。 ●免許取得後、市内の医療介護施設等で勤務しようとする方を対象としています。
3	【質問】	**いくらまで借りることができますか。**
	(回答)	●職種により上限額が異なります。 （職種・資格）　（入学一時金）　（月額貸付金） 助産師・看護師　600,000円以内　65,000円以内 准看護師　400,000円以内　40,000円以内 歯科衛生士　400,000円以内　45,000円以内 介護福祉士　400,000円以内　55,000円以内 ●入学一時金は、学校等に入学したときに、月額貸付金は、貸付を開始した月から学校等を卒業するまでの間で正規の修学年限を越えない期間で月一回、指定した口座に振り込まれます。 ●応募者が多数の場合や申請された貸付金額が明らかに過分であると市が判断した場合等、貸付金額を調整することがあります。
4	【質問】	**申し込みはいつからできますか。**
	(回答)	●例年、12月から１月中旬にかけて、翌年度の新規修学生を募集しています。 （参考：令和９年度修学生募集は令和８年12月１日(火)～令和９年１月12日(火)）

No.	区分	質問及び回答
5	【質問】	**申請から貸付を受けるまでの手続きを教えてください。**
	(回答)	手続きの流れは次のとおりです。 ①申請期間中に予約者選考申込書等の書類を提出（～１月中旬） ②面接等の予約者選考を受ける（１月下旬） 　↓（予約者選考の結果、採用となった場合） ③貸付申請書等の書類を提出（～２月上旬） 　↓市で提出書類の審査後、貸付の決定を行います ④貸付決定後、入学一時金・月額貸付金の別で貸付を行います。※ ※貸付時期についてはNo.10をご確認ください。
6	【質問】	**募集定員はありますか。**
	(回答)	●職種ごとの人数の目安として募集人員を設定しています。 （令和９年度修学生募集では募集人員を助産師または看護師10名、准看護師１名、歯科衛生士２名、介護福祉士２名としています。）
7	【質問】	**合格発表の前に申請期間が終了するため、進学先が確定していません。その場合でも貸付に申し込みできますか。**
	(回答)	●進学先が決まっていない場合でも申し込みいただけます。 ●進学先が決まっていないことにより選考が不利になることはありません。 ●予約者選考申込書の「進学予定学校等」の欄には、見込みでかまいませんので、進学予定の学校を記入してください。 ●提出書類のうち「合格通知書の写し」については、合格発表後、すみやかに提出してください。 ●申込書提出後、進学先の学校等を変更する際には、書類提出先（健康づくり課または長寿社会課）までご連絡ください。
8	【質問】	**連帯保証人の要件を教えてください。**
	(回答)	●連帯保証人は２人必要です。 ●連帯保証人のうち１人は市内又は隣接市町※に居住する方としてください。 　※隣接市町：平泉町、奥州市、陸前高田市、気仙沼市、登米市、栗原市 ●申請される方に父母がいらっしゃる場合は、連帯保証人のうち１人を父又は母としてください。 ●連帯保証人はそれぞれ独立して生計を営む成年者としてください。

No.	区分	質問及び回答
9	【質問】	**修学資金の貸付を一度受けた後、再度進学する際にもう１度修学資金を借りることはできますか。**
	(回答)	●准看護師免許を取得するために貸付を受けた人が、看護師免許を取得するために看護師養成学校に入学する際、再度修学資金を借りることは可能です。 ●ただし、看護師修学分として新規募集に申込をし、予約者選考を受けていただく必要があります。 ●医療介護従事者として医療介護施設等に勤務する（義務履行）期間の取り扱いについては、№16、18をご確認ください。
10	【質問】	**修学資金はいつ頃支払われますか。**
	(回答)	●月額貸付金は毎月14日（14日が土日祝日にあたる場合は直近の平日）に指定の金融機関の口座へ振り込まれます。 （入学する年の４月分は４月下旬頃に振込予定） ●入学一時金は貸付決定した後、指定の口座へ振り込まれます。 （入学する年の３月下旬から４月上旬頃に振込予定）
貸付中について		
11	【質問】	**休学又は停学した場合は貸付はどうなりますか。また、留年した場合はどうなりますか。**
	(回答)	●貸付を行う期間は、原則として、学校等の正規の修業年限です。 （例：３年制の学校の場合、貸し付け期間は最大３年間） ●休学又は停学の処分を受けた日が属する月の「翌月」から「復学した日が属する月」分まで貸付を停止します。 ●同一学年の課程を再度履修（留年）する場合は、再度履修する年度分の修学資金の貸付けは行いません。 ●休学又は停学した場合は、提出いただく書類がありますので、すみやかに一関市へ連絡してください。
返還について		
12	【質問】	**どのような場合に返還となりますか。**
	(回答)	●次の事由に該当した場合は、修学資金を返還していただきます。 ・学校を卒業できない等の理由により貸付を取り消されたとき ・学校等を卒業後２年以内に免許を取得できなかったとき ・免許等取得後１年以内に市内医療介護施設等に就業しなかったとき※ ・返還免除を受ける前に市内医療介護施設等で業務に従事しなくなったとき ※市外に就職したなど、一旦、返還する決定をした方については、その後、市内に就職されても返還していただく必要があります。

No.	区分	質問及び回答
13	【質問】	**返還はどのように行いますか。**
	（回答）	●貸付けを受けた期間に相当する期間に２を乗じて得た期間内で返還していただきます。 （入学一時金のみ貸付けを受けた場合は、修学年限に相当する期間に２を乗じて得た期間内） ●例えば、３年間貸付けを受けた場合、６年以内での返還となります。 ●返還方法は、月賦・半年賦・年賦の均等払い又は一括払いとなります。
14	【質問】	**利子はありますか。**
	（回答）	●修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年５パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。
修学資金返還の免除について		
15	【質問】	**どのような場合に返還免除となりますか。**
	（回答）	●下記条件をすべて満たして勤務（義務履行）することにより、貸付額の全額の返還を免除します。 （条件） ・学校等を卒業した日から２年以内に免許等を取得すること。 ・免許等を取得した日から１年以内に市内医療介護施設等に勤務すること。 ・修学資金を借りて取得する資格で勤務すること。 （例：看護師免許を取得した場合は看護師のみ。 事務職など他職種での勤務は認められません。） ・５年（入学一時金のみの場合は３年）以上、市内医療介護施設等に勤務すること。 ●全額免除となる期間（５年または３年）を満たさないものの、市内医療介護施設等において、医療介護従事者として勤務した期間が１年以上ある場合は貸付額の一部を免除します。 （計算方法） 返還金額 ＝ 貸付額 － 免除額 免除額 ＝ 貸付額 ×（業務に従事した月数／60カ月） ●免許取得後から修学資金の返還免除となるまでの期間（義務履行中）は、返還猶予期間となります。 （就職した際には速やかに返還等猶予申請書を提出してください。）
義務履行について		
16	【質問】	**義務履行について教えてください。**
	（回答）	●「月額貸付金のみ」または「月額貸付金と入学一時金の両方」の貸付けを受けた場合は５年間、「入学一時金のみ」の貸付けを受けた場合は３年間、医療介護従者として市内の医療介護施設等に勤務（義務履行）することにより、貸付金の全額の返還を免除※します。 ※返還免除については、No.15をご確認ください。

No.	区分	質問及び回答
17	【質問】	**看護師と助産師の両方の免許を取得できる学校に通う場合、卒業後の義務履行はどのようになりますか。**
	(回答)	●看護師免許のない人が看護師免許又は助産師免許をとるために大学等で修学するための資金の貸付を受けた場合には、看護師又は助産師のどちらで勤務された場合も義務履行期間とすることができます。 ●既に看護師免許を持っている人が、助産師養成学校等で修学するための資金の貸付を受けた場合には、助産師での勤務のみ義務履行とみなします。 ●義務履行の期間は他の職種と同様、５年間（入学一時金のみ貸付を受けていた場合は３年間）です。
18	【質問】	**修学資金の貸付を受けた人が、再度進学する際にもう１度修学資金を借りた場合、義務履行はどうなりますか。**
	(回答)	●義務履行期間は重複しません。例えば、准看護師と看護師の免許取得のために両方で貸付を受けた場合、准看護師としての義務履行期間終了後に看護師としての義務履行期間を開始します。 ●例えば、全額免除となるための義務履行期間が准看護師分で５年、看護師分で５年である場合、計10年間の義務履行期間を終えなければ全額免除となりません。 ●ただし、准看護師分の義務履行期間中に看護師免許を取得した場合、看護師として勤務した期間を准看護師分の義務履行期間とすることができます。 **◆義務履行モデル** 
19	【質問】	**義務履行期間中に離職した場合はどうなりますか。**
	(回答)	●離職してから市内医療介護施設等に勤務しない期間が１カ月以上となった場合は修学資金を返還していただきます。 （災害、病気その他著しく返還が困難な状況が発生したときを除く。） ●義務履行した期間が１年以上ある場合は貸付額の一部の返還を免除します。 （計算方法については、No.15をご確認ください。） ●事由によっては返還を猶予する場合もありますので、事由が発生したときは速やかに市にご連絡ください。
20	【質問】	**義務履行期間中に長期の休暇を取得した場合はどうなりますか。**
	(回答)	●年次休暇や産前産後休暇などの有給休暇の取得期間は義務履行期間に含めます。 ●無給の病気休暇や育児休業期間などは義務履行期間に含めません。

【問い合わせ】　一関市　健康こども部　健康づくり課　℡ 0191-21-2160(一関保健センター内)
福祉部　長寿社会課　℡ 0191-21-8370